

# 商標登録出願中のお客様へ

出願中の商標は、「商標登録出願中」等の表記や出願番号（例：商願 20XX-123XXX）を表示することで、他者による同一又は類似商標の使用を牽制することができます。

※出願中の商標は、登録商標ではないので、「®」「登録商標」等を表示することはできません。尚、「TM」（トレードマーク）又は「SM」（サービスマーク）の記号は、出願していない商標についても付すことができます。

## 金銭的請求権

金銭的請求権とは、出願商標を無断で使用している者に対して、出願商標の内容を示した書面にて警告した場合、商標権の発生後に金銭の支払いを求めることができる権利です。

請求の対象は、書面による警告から設定登録前（商標権発生前）までの業務上の損失について金銭の支払いです（商標登録後は、「差止請求」や「損害賠償請求」が可能）。

**出願中の商標を第三者に使用されてお困りの場合はご相談ください。**

## 出願人名称又は住所・ご連絡先が変更になった場合

・出願後に、出願人名称又は住所が変更になった際は、速やかに特許庁へ手続きを行う必要があります。

氏名(名称)/住所(居所)変更手続：当所手数料 10,000 円(税別)

※第三者への譲渡手続きの場合には、別途費用がかかります。詳しくはご相談ください。

・現在ご使用のメールアドレス又は電話番号に変更が生じた際は、必ず当所までご一報くださいますようお願いいたします（ご連絡がつかない場合、必要な手続きが取れないおそれがございます）。

## 外国商標出願をしよう！！

外国において商標を独占的に使用したい場合、日本国内で行った商標登録出願とは別に、その商標を使用する国で商標登録出願を行い、商標権を取得する必要があります。

日本を含む多くの国で、出願日が早い者から順に商標権を与える制度（先願主義）が採用されていることを鑑み、事業を展開する予定のある国については、早期に出願されることが有効です。

外国へ商標を出願する方法として、①各国に個別に出願する方法と、②国際商標登録出願（マドリッドプロトコル出願）を利用する方法の2通りがございます。

### 【国際商標登録出願=マドリッドプロトコル出願(マドプロ出願)とは】

基礎出願又は基礎登録（多くの場合、日本出願又は日本登録）に基づき、商標権を取得したい国を指定して複数国へ一括で出願する方法です。各国別に出願する方法に比べて簡単な手続きであるため、経費の節約や管理の一元化などメリットがあります。

**出願方法につきましては、お客様のご事情等を個別にヒアリングした上で、弁理士より最も有効な手段を提案させていただきます。ご不明な点は、下記まで、お気軽にお問合せ下さい！**